

島根県報

号外第一二九号
平成十五年十一月二十一日
(金曜日)

目次

公安告示

道路の交通に関する規則の一部改正

正 誤

平成十五年五月十六日付け島根県報号外第七七号中

平成十五年七月八日付け島根県報号外第九十号中

一

一六

一六

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第120号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成15年11月21日

島根県公安委員会委員長 森 崎 禎 璋

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項中

場 所	種 類	摘 要
殿町8番地先 幸橋北詰交差点	プログラム多段式	
東茶町46の1番地先 茶町交差点	プログラム多段式	

春日町189番地4先 交差点

プログラム多段式

場 所

種 類

摘 要

殿町8番地3先 幸橋北詰交差点

プログラム多段式

東茶町6番地先 茶町交差点

プログラム多段式

春日町180番地6先 交差点

プログラム多段式

に改め、同項に次のように加える。

場 所	種 類	摘 要
比津町350番地先 比津トンネル東方交差点	プログラム多段式	
薦津町701番地1先 薦津交差点	プログラム多段式	

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の掛合警察署の部飯石部の項中

場 所	種 類	摘 要
三刀屋町大字三刀屋11番地先 交差点	定周期式	

を

場	所	種類	摘要
三刀屋町大字三刀屋11番地先 差点	平成記念病院入口交	プログラム 多段式	

に改める。

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	種類	摘要
大津町801番地1先	南方交差点	押ボタン式	
馬木北町128番地先	三差路	押ボタン式	

を

場	所	種類	摘要
大津町822番地2先 所南方交差点	（協）島根県鉄工会出雲営業	押ボタン式	
馬木町1235番地2先	馬木大橋東詰交差点	押ボタン式	

に改める。

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の大社警察署の部簸川部の項中

場	所	種類	摘要
大社町大字北荒木334番地1先	万代橋東方交差点	プログラム 多段式	

を

場	所	種類	摘要
大社町大字中荒木737番地先	北側交差点	プログラム 多段式	

に改める。

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の大田警察署の部大田市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘要
大田町大田125番地1先	JR大田市駅西交差点	プログラム 多段式	

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
宍道町大字佐々布676番地先 点の西詰から 宍道町大字佐々布1088番地先	西側交差点の間の町道	100メートル	二輪・軽車 両を除く	土曜・日 曜・休日 を除く。 午前7時 から午前 8時30分 まで	

別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

区	間	通行を禁止する方向	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘要
東林木町302番地5先	南方	西行	60メートル	車両	午前7時 30分から 午前8時 30分まで	

東林木町302番地5先 南方 300メートルの交差点から西 方約60メートル地点の県道出 雲平田線までの間の市道	東行	60 メートル	車 両	午前7時 30分から 午前8時 30分まで	
東林木町1292番地3先 南方 100メートルの交差点から東 方約60メートル地点の県道出 雲平田線までの間の市道	西行	60 メートル	車 両	午前7時 30分から 午前8時 30分まで	
東林木町1292番地3先 南方 100メートルの交差点から西 方約60メートル地点の県道出 雲平田線までの間の市道	東行	60 メートル	車 両	午前7時 30分から 午前8時 30分まで	
上塩治町455番地11先 南方 交差点から北方約20メートル 地点の農道との交差点までの 間の市道	南行	20 メートル	車 両	午前7時 30分から 午前8時 30分まで	

別表第4（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の左折又は右折を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	進行を禁止 する方向	対象車両	禁止日時	摘要
東林木町1292番地3先 結	南方交差点の西	東進車両の 左折北行	車 両	午前7時 から午前 9時まで	
東林木町1292番地3先 結	南方交差点の東	西進車両の 右折北行	車 両	午前7時 から午前 9時から	
東林木町1130番地10先 南方交差点の西詰	一畑電鉄大寺駅	東進車両の 左折北行	車 両	午前7時 から午前 9時まで	
東林木町1130番地10先 南方交差点の東詰	一畑電鉄大寺駅	西進車両の 右折北行	車 両	午前7時 から午前 9時まで	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	進行を禁止 する方向	対象車両	禁止日時	摘要
中野町744番地10先	三差路の西詰	東進車両の 右折南行	車 両	終日	
中野町895番地1先	三差路の東詰	西進車両の 右折北行	車 両	終日	
大津町790番地2先	三差路の西詰	東進車両の 右折南行	車 両	終日	
大津町790番地6先	交差点の西詰	東進車両の 右折南行	車 両	終日	
大津町800番地2先	交差点の東詰	西進車両の 右折北行	車 両	終日	
大津町801番地1先	三差路の西詰	東進車両の 右折南行	車 両	終日	
大津町822番地2先	三差路の東詰	西進車両の 右折北行	車 両	終日	
大津町844番地先	三差路の西詰	東進車両の 右折南行	車 両	終日	
大津町831番地先	三差路の西詰	東進車両の 右折南行	車 両	終日	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の松江警察署の部松江市の項中

場	所	横断歩道 設置数	摘要
殿町 8 番地先	幸橋北詰三差路	2	
東茶町46の1番地先	東茶町交差点	4	
殿町 2 番地先	松江警察署西側十字路	4	
春日町180番地 6 先	交差点	2	

を

場	所	横断歩道 設置数	摘要
殿町 8 番地 3 先	幸橋北詰交差点	2	
東茶町 6 番地先	茶町交差点	4	
内中原町13番地先	中橋北方交差点	4	
春日町180番地 6 先	交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道 設置数	摘要
東長江町地内	東長江市道踏切北方交差点	2	

新庄町368番地先		1	
西法吉町33番地 1 先		3	
西法吉町33番地15先	北東交差点	4	
西法吉町17番地17先	北西交差点	4	
法吉町626番地 1 先	北東交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道 設置数	摘要
美保関町大字美保関地内	関の五本松公園南方漁港臨港道路主要地方道境美保関線 三差路	1	
美保関町大字千酌1108番地先	出畑橋南方三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の安来警察署の部安来市の項中

場	所	横断歩道 設置数	摘要
月坂町157番地先	三差路	1	

を

報 告 根 拠

場	所	横断歩道設置数	摘要
月坂町261番地先	三差路	2	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
馬木北町128番地先	三差路	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
馬木町1235番地 2 先	馬木大橋東詰交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
西園町4194番地先	交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
湖陵町大字二部1751番地 4 先	ハマナス保育園南西交差点	1	
湖陵町大字二部1751番地 4 先	ハマナス保育園西入口	1	
湖陵町大字大池973番地先	川下交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) のを大社警察署の部簸川郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字北荒木334番地 1 先	万代橋東方交差点	4	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字中荒木737番地	北側交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字中荒木1905番地先	交差点	2	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)

の大田警察署の部大田市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
大代町大家286番地4先	南方約70メートル地点の三差路	2	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
大代町大家286番地4先	南方約70メートル地点の三差路	1	

に改める。

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の温泉津警察署の部邇摩郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
温泉津町井田大字井田1106番地2先	井田郵便局交差点	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の江津警察署の部江津市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
千田町1320番地	西方約100メートルの交差点	1	
江津町809番地3先	交差点	1	

江津町1110番地7先 江津市総合市民センター南西三差路

1

松川町市村272番地先 江津市立松平小学校南側

1

松川町市村272番地先 江津市立松平小学校東側

1

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
長浜町800番地1先	ハーバービルズ長浜団地入口交差点	1	
黒川町3740番地24先	石見小学校南門入口	1	
殿町94番地4先	国道9号三差路南詰	1	
殿町110番地8先	亀山橋東詰交差点南詰	1	

別表第6（法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所）の浜田警察署の部那賀郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
金城町大字七条1654の6番地先	三差路	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
金城町大字七条	1972番地 2 先 雲城保育園入口交差点	2	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
旭町大字市木	2560番地 1 先 天狗石農林交流研修センター前	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の益田警察署の部益田市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
横田町473番地	8 先 匹見口三差路	3	

報

場	所	横断歩道設置数	摘要
横田町473番地	8 先 匹見口三差路	4	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) のを益田警察署の部美濃郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
美都町大字仙道	615番地 1 先	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の都和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
六日市町大字立戸	69番地先 立戸地区集会所前交差点	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
六日市町大字立戸	205番地 1 先 六日市スポーツ公園入口交差点	2	

に改める。

別表第 7 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘要
中野町381番地	2 先 交差点から 今市町北本町 5 丁目 5 番地 15 先 交差点までの間の市道今市川跡日下線	800 メートル	両側

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
大津町1131番地1先 出雲商工会館前交差点から 東林木町903先 鷺巣公民館前交差点までの市道大津1号線	40キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	5,100 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
大津町1131番地1先 出雲商工会館前交差点から今市町北本町5丁目5番地15先 北側交差点までの市道今市川跡日下線	40キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	320 メートル	
中野町742番地2先 中野交差点北側から 東林木町903番地先 鷺巣コミュニティセンター前交差点までの市道今市川跡日下線及び東林木平野線	40キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	4,080 メートル	

に改める。

別表第8(法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所)の大社警察署の部簸川郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
大社町大字杵築西2534番地2先 馬渡橋北詰から同町大字中荒木172番地1先 出雲市境までの間の町道赤塚浜根線	40キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	1,100 メートル	

大社町大字北荒木345番地先 万代橋南交差点から同町大字北荒木1868番地36先 出雲市境界までの間の町道浜山公園線(1,450メートル)及び県管理道浜山公園中央園路(344メートル)	40キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	1,794 メートル	
--	----------	------------------------------	--------	---------------	--

大社町大字中荒木地内 荒茅大橋北詰(出雲市境界)から同町大字北荒木344番地先 万代橋交差点までの間の国道431号線	50キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	1,350 メートル	
--	----------	------------------------------	--------	---------------	--

大社町大字北荒木334番地1先 万代橋東方交差点から 大社町大字杵築北2884番地先 稲佐交差点までの間の主要地方道大社日御碕線	50キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	2,900 メートル	
--	----------	------------------------------	--------	---------------	--

大社町大字中荒木2877の1番地先 一文橋北詰から同町大字北荒木99の1番地先 北方50メートルの地点の三差路までの間の町道川方一文橋線	40キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	2,340 メートル	
--	----------	------------------------------	--------	---------------	--

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
大社町大字中荒木737番地先 北側交差点から大社町大字杵築北2884番地先 稲佐浜交差点までの間の国道431号(200メートル)及び主要地方道大社日御碕線(2700メートル)	50キロメートル	車 緊急自動車 (車、原付、けん引を除外)。	終 日	2,900 メートル	

警察 警察 警察

大社町大字中荒木737番地先 交 差点から 大社町大字中荒木172 番地1先 出雲市境までの間の町 道赤塚浜根線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引 を除く。）	終 日	1,300 メートル	
大社町大字北荒木1057番地5先 交差点から大社町大字中荒木1868 番地36先 出雲市境までの間の町 道浜山公園線及び県管理道浜山公 園1号園路	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引 を除く。）	終 日	1,044 メートル	
大社町大字中荒木地内 荒茅大橋 北詰（出雲市境）から大社町大字 北荒木1057番地5先 交差点まで の間の国道431号（1350メートル） 及び町道浜山公園線（750メー トル）	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引 を除く。）	終 日	2,100 メートル	
大社町大字中荒木2820番地3先か ら 大社町大字北荒木4番地9先 までの間の町道川方一文字橋線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引 を除く。）	終 日	2,300 メートル	

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）
の川本警察署の部邑智郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 限 時 日	区 間 距 離	摘 要
邑智郡大字粕洲67番地先 邑智高 校教員住宅前から 同町大字久保 15番地先 前方前三差路までの間の 国道375号	30キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん引 を除く。）	終 日	1,850 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 限 時 日	区 間 距 離	摘 要
邑智郡大字粕洲168番地先 邑智 町役場南西側三差路から 同町大 字久保15番地先 三差路までの間の 国道375号	30キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん引 を除く。）	終 日	1,540 メートル	

に改める。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）
の益田警察署の部益田市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 限 時 日	区 間 距 離	摘 要
高津町イ2562番地先から 久々茂 町イ330番地1地先交差点までの 間の国道191号	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引 を除く。）	終 日	10,900 メートル	
久々茂町イ330番1地先 交差点 から同町イ691番地3先までの間の 国道191号バイパス	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引 を除く。）	終 日	750 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 限 時 日	区 間 距 離	摘 要
高津町イ2562番地2先から 久々 茂町イ691番地3先までの間の国 道191号	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引 を除く。）	終 日	11,400 メートル	

を

に改める。
別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限する 両	制 日 時	区 間 距 離	摘 要
六日市町大字朝倉479番地先 三差路から同町大字七日市595番地の1番地先 七日市橋北詰三差路までの間の町道朝倉真田線	40キロメートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引 を除外)。	両 西	終 日	1,100 メートル	
六日市町大字立戸78番地先 立戸交差点から同町大字注連川1191の5番地先 までの間の主要地方道鹿野六日市線	40キロメートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引 を除外)。	両 西	終 日	2,500 メートル	
六日市町大字注連川191の5番地先から 同町大字朝倉479番地先 三差路までの間の主要地方道鹿野六日市線 (1,300メートル) 及び町道朝倉真田線 (1,000メートル)	50キロメートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引 を除外)。	両 西	終 日	2,300 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制限する 両	制 日 時	区 間 距 離	摘 要
六日市町大字七日市595番地 1 先 七日市橋北詰三差路から 六日市町大字朝倉479番地先 坂折 1 号 橋西詰三差路までの間の町道朝倉真田線	40キロメートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引 を除外)。	両 西	終 日	1,000 メートル	

六日市町大字立戸205番地 1 先 六日市又ボーツ公園入口交差点から 六日市町大字朝倉709番地 1 先 朝倉公民館前三差路までの間の主要地方道鹿野六日市線	50キロメートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引 を除外)。	両 西	終 日	4,000 メートル	
六日市町大字朝倉709番地 1 先 朝倉公民館前三差路から 六日市町大字朝倉479番地先 坂折 1 号 橋西詰三差路までの間の町道朝倉真田線	50キロメートル	車 (緊急自動 車、原付、 けん引 を除外)。	両 西	終 日	1,000 メートル	

に改める。
別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 17 条第 5 項第 4 号の規定による追越のための) 右側部分はみ出し通行禁止場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	区 間 距 離	禁 止 日 時	摘 要
大津町1134先合庁前交差点から 東林木町903 鷺巣公民館前交差点までの間の市道今市川跡鷺巣線	今市川跡日下線	5,100 メートル	終 日	

を

場	所	区 間 距 離	禁 止 日 時	摘 要
大津町1131番地 1 先 出雲商工会館前交差点から 今市町北本町 5 丁目 5 番地15先 北側交差点までの間の市道今市川跡日下線	今市川跡日下線	320 メートル	終 日	
中野町742番地 2 先 中野交差点北側から 東林木町903 番地先 鷺巣コミュニティセンター前交差点までの間の市道今市川跡日下線及び東林木平野線	東林木町903 番地先 鷺巣コミュニティセンター前交差点までの間の市道今市川跡日下線及び東林木平野線	4,080 メートル	終 日	

に改める。
別表第 9 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 17 条第 5 項第 4 号の規定による追越のための) 右側部分はみ出し通行禁止場所) の川本警察署の部邑智郡の項中

報 知 報 知 報 知

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
邑智町大字粕淵67番地 久保742番地 1	邑智高等学校下から 同町大字 久保156番地先までの間の国道375号	1,400 メートル	終 日	

を

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
邑智町大字粕淵168番地先 ら 同町大字久保156番地先までの間の国道375号	邑智町役場南西側三差路か ら 同町大字久保156番地先までの間の国道375号	1,090 メートル	終 日	

に改める。

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき	方向	摘要
東長江町地内	東長江市道路切北方交差点	東 詰	西 詰	
西津田 6 丁目 5 番28号先	交差点	東 詰		
比津町231番地 4 先 方交差点	松江立西学校給食センター 方交差点	南 詰		
内中原町190番地 3 先 西側交差点	地域福祉センターゆうあいの里 西側交差点	南 詰		
比津町316番地 2 先	南方交差点	西 詰		
西川津町558番地先	北方交差点	南 詰		

国屋町200番地先	西方三差路	南 詰	
竹矢町993番地先	南側交差点	南 詰	
西津田10丁目16番地14先	東側交差点	東 詰	

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき	方向	摘要
美保関町大字美保関地内 道路主要地方道境美保関線	関の五本松公園南方漁港臨港 三差路	南 詰		

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の三成警察署の部に多郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき	方向	摘要
横田町大字稲原1950番地10先		東 詰		
横田町大字稲原934番地先		東 詰		

別表第11 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
馬木町 馬木大橋東詰三差路		西 詰	
大津町821 2先 三差路		東 詰	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
馬木町1235番地2先 馬木大橋東詰交差点		西 詰	
大津町822番地2先 交差点		東 詰	

に改め、

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
馬木北町128番地先 三差路		南西詰	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
今市町1870番地57先 鳥根県営住宅入口交差点		東 詰	
中野町895番地1先 交差点		東 詰	

大津町800番地2先 交差点		東 詰	
大津町831番地先 交差点		西 詰	
松寄下町325番地10先 三差路		北 詰	
松寄下町437番地先 南東約100メートル地点交差点		北詰・南詰	
浜町1948番地1先 浜松橋北詰交差点		南 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部箴川郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
斐川町大字字頭4240番地1先 こえだ橋西詰交差点		東 詰	
斐川町大字上直江3373番地先 交差点		北詰・南詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の大社警察署の部箴川郡の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
大社町大字北荒木334番地1東側 万代橋交差点		東詰・西詰	

を削る。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の川本警察

署の部邑智郡の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
瑞穂町大字田所263番地1先	交差点	北詰・南詰	
邑智町大字粕刈168番地先	邑智町役場入口三差路	東 詰	

を削る。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
長浜町800番地1先	ハーバーヒルズ長浜団地入口交差点	北 詰	
周布町9番地2先	久光橋南方三差路	東 詰	
周布町口30番地4先	久光橋東詰交差点	東詰・西詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の浜田警察署の部那賀郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
金城町大字七条1972番地2先	雲城保育園入口交差点	東詰・西詰	
金城町大字下来原198番地先	湯屋温泉入口交差点	東 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の津和野警察署の部鹿足郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
六日市町大字立戸205番地1先	六日市スポーツ公園入口交差点	西 詰	
柿木村大字木部谷519番地先	木部谷保育所前三差路	南 詰	
柿木村大字大野原505番地4先	木部谷温泉入口三差路	東 詰	
津和野町大字部栄243番地1先	三差路	東 詰	

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の西郷警察署の部隠岐郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきときの方向	摘要
西郷町大字平613番地2先	交差点	北東詰	

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の大社警察署の部簸川郡の項中

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
大社町大字北荒木334番地1先	万代橋東方交差点から大社町大字杵築北2884番地先	車 両 (2輪のもの のを除く。)	終 日	2,900 メートル	
	稲佐交差点までの間の国道431号及び主要地方道大社日御碕線				

大社町大字中荒木 荒茅大橋北詰 (出雲市境) から 同町大字北荒木344番地1先 万代橋交差点までの間の国道431号線	車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	1,350 メートル	
大社町大字中荒木2877番地先 一文橋北詰から 同町大字北荒木990の1番地先 北方50メートル地点の三差路までの間の町道川方一文橋線	車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	2,340 メートル	

を

大社町大字中荒木737番地先 北側交差点から 大社町大字杵築北2884番地先 稲佐交差点までの間の国道431号及び主要地方道大社日御碕線	車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	2,900 メートル	
大社町大字中荒木地内 荒茅大橋北詰 (出雲市境) から 大社町大字北荒木1057番地5先交差点までの間の国道431号 (1350メートル) 及び町道浜山公園線 (750メートル)	車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	2,100 メートル	
大社町大字中荒木2820番地3先から 大社町大字北荒木4番地9先までの間の町道川方一文橋線	車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	2,300 メートル	

に改める。

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の川本警察署の部邑智郡の項中

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
邑智町大字粕刈67番地先 邑智高校教員住宅前から同町大字浜原2番地先 までの間の国道375号		車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	3,650 メートル	

を

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
邑智町大字粕刈168番地先 邑智町役場南西側三差路から 同町大字浜原2番地先 までの間の国道375号		車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	3,340 メートル	

に改める。

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
駅前町26番地2号先から 同町25番36号先 交差点までの間の主要地方道益田停車場線		車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	60 メートル	

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の津和野警察署の部鹿足郡の項中

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
六日市町大字立戸78番地先 立戸交差点から同町大字七日市595の1番地先 七日市橋北詰三差路までの間の主要地方道鹿野六日市線 (3,900メートル) 及び町道朝倉真田線 (2,000メートル)		車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	5,900 メートル	

を

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
六日市町大字立戸205番地1先 六日市又ボーツ公園入口交差点から 六日市町大字朝倉709番地1先 朝倉公民館前三差路までの間の主要地方道鹿野六日市線		車 両 (2輪のもの のを除く。)	終日	4,000 メートル	

六日市町大字七日市595番地1先 七日市 橋北詰三差路から 六日市町大字朝倉709 番地1先 朝倉公民館前三差路までの間の 町道朝倉真田線	車 両 (² 輪のもの を除く。)	終 日	2,000 メートル	
--	--	-----	---------------	--

に改める。

別表第23 (法第 4 条第 1 項、第 2 項法第 2 条第 1 項第 7 号及び第20条の 2 第 1 項の規定による車両通行帯の設定及び路線バス等優先通行帯設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	区間・距離	対象車両	日 時	車両通 行帯の 数	指定す る車両 通行帯	適要
殿町 8 番地先幸橋北詰交差 点から同町 1 番地先県庁前 交差点までの間の主要地方 道松江鹿島美保閑線	190	路線バス 等	午前 7 時 から午前 9 時まで 午後 5 時 から午後 7 時まで	2	左側端	

を削り、同項に次のように加える。

場 所	区間・距離	対象車両	日 時	車両通 行帯の 数	指定す る車両 通行帯	適要
殿町 1 番地先博物館前交差 点の南詰の主要地方道松江 鹿島美保閑線	45	路線バス 等	午前 7 時 から午前 9 時まで 午後 5 時 から午後 7 時まで	3	第 2 通 行帯	

殿町 1 番地先県庁前交差点 の南詰の主要地方道松江鹿 島美保閑線	145	路線バス 等	午前 7 時 から午前 9 時まで 午後 5 時 から午後 7 時まで	2	第 1 通 行帯	
---	-----	-----------	--	---	-------------	--

別表第24 (法第 4 条第 1 項、第 2 項、法第 2 条第 1 項第 7 号、法第20条第 1 項、法第26条の 2 第 3 項及び第35条第 1 項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別通行区分設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所 (区間)	区間距離 (メートル)	車両通 行帯の 数	左の区画内におけ る交差点の手前の 進路変更禁止距離 (メートル)	日・時	摘 要
殿町 8 番地先 島根自治 会館前の主要地方道松江 鹿島美保閑線	45	2	30	終日	

を

場 所 (区間)	区間距離 (メートル)	車両通 行帯の 数	左の区画内におけ る交差点の手前の 進路変更禁止距離 (メートル)	日・時	摘 要
殿町 1 番地先 博物館前 交差点の南詰から南方へ 45メートル先までの主要 地方道松江鹿島美保閑線	45	3	30	終日	第 1 車線 折車線 第 2 車線 第 3 車線 直進車線

に改め、同項に次のように加える。

場 所 (区間)	区間距離 (メートル)	車両通行帯の数	左の区画内における交差点の手前の進路変更禁止距離 (メートル)	日・時	摘要
殿町 8 番地 3 先 幸橋北詰交差点の南詰から南方へ40メートル先までの国道431号	40	3			
東茶町 6 番地 先 茶町交差点の北詰 (南進車線) から北方へ15メートル先までの国道431号	15	3			
東茶町 6 番地 2 先 栄道湖大橋北詰交差点の北詰から北方へ50メートル先までの国道431号	50	3			

別表第24 (法第 4 条第 1 項、第 2 項、法第 2 条第 1 項第 7 号、法第20条第 1 項、法第26条の 2 第 3 項及び第35条第 1 項の規定による車両通行帯の設定、進路変更の禁止及び進行方向別通行区分設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所 (区間)	区間距離 (メートル)	車両通行帯の数	左の区画内における交差点の手前の進路変更禁止距離 (メートル)	日・時	摘要
中野町 742 番地 2 先 中野交差点の南詰から南方へ30メートルの間の市道今市川跡日下線	30	3			
大津町 790 番地 12 先 下大津交差点の南詰から南方へ30メートルの間の市道今市川跡日下線	30	3			
大津町 790 番地 12 先 下大津交差点の北詰から北方へ30メートルの間の市道今市川跡日下線	30	3			

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
春日町 180 番地 6 先 交差点	1	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
春日町 180 番地 6 先 交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
殿町 8 番地 3 先 幸橋北詰交差点	2	
東茶町 6 番地 先 茶町交差点	4	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項及び第38条第 1 項の規定による自転車横断帯設置場所) の大社警察署の部簸川郡の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘要
大社町 大字北荒木 334 番地 1 先 万代橋東方交差点	4	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
大社町大字中荒木737番地先 北側交差点	4	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
大社町大字中荒木1902番地先 交差点	3	
大社町大字中荒木1905番地先 交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の浜田警察署の部浜田市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
長浜町800番地1先 ハーバーヒルズ長浜団地入口交差点	1	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
横田町473番地8先 匹見口三差路	4	

別表第26（法第4条第1項及び第2項及び第38条第1項の規定による自転車横断帯設置場所）の益田警察署の部美濃郡の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
美都町大字仙道615番地1先	1	

別表第28（法第4条第1項、法第34条第5項ただし書の道路標識により、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折方法（小回り）の場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所 及 び 進 行 方 向	摘 要
東茶町6番地先 茶町交差点の北詰（南進車線）	
殿町8番地3先 幸橋北詰交差点の南詰（北進右折）	
東茶町6番地2先 宍道湖大橋北詰交差点の北詰（南進右折）	

別表第28（法第4条第1項、法第34条第5項ただし書の道路標識により、多通行帯道路において、交通整理の行われている交差点における原動機付自転車の右折方法（小回り）の場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所 及 び 進 行 方 向	摘 要
中野町895番地1先 下大津交差点の市道今市川跡日下線（南進右折）	
中野町896番地9先 中野交差点の市道今市川跡日下線（北進右折）	
大津町804番地1先 下大津交差点の市道今市川跡日下線（北進右折）	

正 誤

平成十五年五月十六日付け島根県報号外第七七号中に誤りがあつたので次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
七	下	島根県公安 委員会告示 第五〇号	北西海車西 の左折西行 自動車	北西海車西 の左折西行 自動車 (路線バス を除く。)

平成十五年七月八日付け島根県報号外第九十号中に誤りがあつたので次のように訂正する。

ページ	段	箇所	誤	正
三	下	島根県公安 委員会告示 第七三号	区間距離 60 メートル	区間距離 30 メートル

平成十五年十一月二十一日印刷
平成十五年十一月二十一日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江市学
園南町

松島根
陽印所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)